

議案第四六号

専決処分事項の報告について

地方自治法第百七十九条第一項の規定により三朝町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので同条第三項の規定によって報告し承認を求める。

昭和四十一年六月二十七日報告

三朝町長 坂出雅己

昭和四十一年六月二十七日承認

三朝町議会議長 矢田秀雄

写

昭和四十一年専決第七号

地方自治法第七十九条の規定により、三朝町税
条例の一部を改正する条例を専決する。

昭和四十一年四月三十日

三朝町長 坂本雅己

昭和四十一年三朝町条例第一九号

三朝町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

三朝町長 坂出 雅己

三潮町税条例の一部を改正する条例

三潮町税条例（昭和三十三年三潮町条例第一号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

第二十四条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十六条に規定する事業を営んでいる場合において、」を加え、「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「所得税法」という。）第十一条の二の規定の適用を受ける者」を「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、「」の場合においては」を「ときは」に改める。

第三十三条第一項中「退職所得の金額又は山林所得の金額による」を「退職所得金額又は山林所得金額とする」に改め、同条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「（所得税法第十七条の規定を除く。）による所得税法第九條第一項」を「による所得税法第二十二條第二項又

は第三項」に改める。

第三十四条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族）のうち合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、法第三百十四条第一項の規定により所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとする。

一 夫と妻

二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は

配偶者であつた者と親子の關係がない者を含む。）

三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）

第三十四条の二第一項を次のように改める。

所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号の一に掲げる者に該当する場合には、同条第一項、第三項から第九項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第九項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第三十四条の二第二項中「生命保険料控除額又は扶養控除額」を「又は生命保険料控除額」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第四項の申告書」の下に「（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）」を加え、「又は当該申告書が三月二十日までに提出されない場合」を削り、「ただし、第三十六条の二」を「ただし、同条」に、「控除に関する事項」を「これらの控除に関する事項」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されたか」を削る。

第三十四条の三第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三十四条の四中「第十四条」を「第八十四条」に改める。

第三十四条の六中「百分の~~十~~」を「百分の一〇七」に改める。

第三十四条の七第一項中「障害者である」の下に「控除対象配偶者又は」を加え同条第二項中「第十二項」を「第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

3. 第三十四条の二第二項の規定は、第一項の規定による控除について適用する。

第三十五条中「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に改める。

第三十六条の二第一項中「及び扶養控除額」を「、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、「青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは」を削り同条第二項中「青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者、若しくは専業専従者控除額の控除を受けようとする者若しくは」を削り、同条第四項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項中「前年中において給与所得又は退職所得（所得

税法第九条第一項第六号に規定する退職所得（同条第二項において退職所得とみなされるものを含む。）をいう。）の支払を受けたものに、所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る」を「所得税法第二百二十六条の規定により前年の所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該」に改める。

第四十四条第四項中「第三十八条第一項」を「第一百八十三条」に改める。

第四十五条第一項中「第三十八条第一項」を「第一百八十三条」に改める。

第四十八条第二項中「申告に係る」を「申告（同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。）に係る」に、「当該期間の末日の翌日から法第三百二十一条の八第三項の規定による申告」を「同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告」に改める。

第五十条第二項中「法第三百二十一条の十二第一項の規定による更正」の下に「（当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。）を加える。

第六十三条中「二万円」を「八万円」に、「三万円」を「五万円」に、「十五万円」を「三十万円」に改める。

第七十一条中「第四十三項又は第四十四項」を「第六十五項又は第六十六項」に改める。

第九十条の次に次の一条を加える。

(身体障害者に対する軽自動車税の減免)

第九十条の二 町長は、下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者が所有しかつ、もつばらその者が運転する軽自動車等(一台に限る。)に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、町長に対して、身体障害者補正法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により交付された身体障害者手帳、道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第九十二条の規定により交付された運転免許証及び当該者が使用する軽自動車等を呈示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書提出しなければならぬ。

一 第八十七条第一項各号に掲げる事項

ニ 身体障害者手帳の番号及び交付年月日

三 身体障害の箇所及び等級

四 運転免許証の番号及び交付年月日並びに有効期限

五 運転免許の種類及び条件が附されているときはその条件

3. 前条第三項の規定は、第一項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

第九十八条中「第四十五項」を「第六十七項」に改める。

第九十九条第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

第一百零三条第一項第四号中「第四十五項」を「第六十七項」に改める。

第一百五條第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

第一百零条中「第十二項」を「第十四項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第一百零条の二中「第四十五項」を「第六十七項」に改める。

附則（昭和三十九年三月二十一日公布）第三項から第七項までを削り、次の七項

を加える。

(宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

3. 宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

上昇率	負担調整率
三倍未満	一・一
三倍以上八倍未満	一・二
八倍以上	一・三

(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

4 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)をこえる場合には当該農地調整固定資産税額とする。

5 附則第七項及び第十三項の「宅地等」とは法附則第二十九項第二号に、附則第七項及び第十三項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは法附則第三十二項から第三十七項まで及び法附則第四十項に、附則第七項の「上昇率」とは、法附則第二十九項第六号に規定するところにより、前項及び附則第十三項の「農地」とは法附則第二十九項第一号に、前項及び附則第十三項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは法附則第三十八項から第四十項までに規定するところによる。

(昭和四十二年分の土地の価格の特例)

6 土地に対して課する昭和四十二年度分の固定資産税に限り、その課税標準は、

第六十一条第一項の規定にかかわらず、法附則第四十一項に規定するところによる。

(謄替規定)

7 土地に対して課する昭和四十三年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第六十一条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書及び第六項中「基準年度」の価格」とあるのは、「昭和三十九年度に係る賦課期日における価格」と読み替えるものとする。

8 法附則第八十三項又は第八十四項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十一条第八項中「又は法第三百四十九条の五」とあるのは「若しくは第三百四十九条の五又は法附則第八十三項若しくは第八十四項」と読み替えるものとする。

(免税点の適用に関する特例)

9 附則第七項又は第八項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十三条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第七項の規定の適

用を受ける宅地等についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等の宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額によるものとし、附則第八項の規定の適用を受ける農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和四十一年四月十日から施行する。ただし、第九十九条第一項、第二百五条第一項及び第一百十条の改正規定は、昭和四十一年六月一日から施行する。

(適用)

第二条 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）は、この附則に別段の定めがある場合を除くほか、昭和四十一年度分の町税から適用し、昭和四十年分までの町税については、なお従前の例による。

第三条 新条例第三十四条の六の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十

以後に終了する事業年度分の町民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る町民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る町民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分町民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る町民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る町民税に係る同項の規定の適用については、「百分の一〇・七」とあるのは「百分の一〇・■」とする。

2 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の町民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわら

す、その法人の当該申告書に係る町民税として納付した、又は納付すべきであつた町民税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の町民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において適用する場合を含む。）の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係るものに限る。）の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る町民税に対する新条例第三十四条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条 新条例第九十九条第一項、第百五条第一項及び第百十条の規定は、昭和四十一年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係る分）から適用し、同年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）について

は、なお従前の例による。